

消 防 消 第 1 4 7 号
消 防 地 第 3 8 4 号
令 和 8 年 5 月 8 日

各都道府県消防防災主管部(局)長 殿

消 防 庁 消 防 ・ 救 急 課 長
消防庁国民保護・防災部地域防災室長
(公 印 省 略)

消防職団員の安全管理等（熱中症対策）の再徹底について（通知）

消防職団員の安全管理（熱中症対策）については、各消防本部において運用されている安全管理マニュアル等に基づき、その徹底を図っていただいているところですが、夏季期間を中心に毎年のように熱中症に起因する事故が発生している状況にあります。

また、気象庁の発表によれば、今年の夏（6～8月）の気温は、全国的に「平年より高い」予想となっていることから、より一層の対策が求められるところです。

このことから、貴職におかれましては、各消防本部、各消防学校及び各消防団に対し、下記に示す熱中症対策における留意事項、環境省が発表する「暑さ指数（WBGT）」、別添資料である「職場における熱中症対策の強化について」等を参考にしながら、消防職団員の安全管理及び健康管理に万全を期すよう周知願います。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 熱中症対策における留意事項

- (1) 事前の体調管理を徹底し、体調不良の隊員は訓練への参加を控える。
- (2) 訓練時においては、水分摂取ができるよう環境を整備するとともに、塩分の摂取にも配慮する。また、災害時においては、こまめな水分補給ができるように、必要に応じて補給隊を配置するなど体制の整備を図る。
- (3) 夏季や長時間の活動時には、体調の異変を感じる前に、防火衣の中にアイスパック等を装着したり、活動途中で水を流し込むなど身体の冷却を図る。
- (4) 必要に応じて休息をとるなどして、安全な場所で防火衣や防火帽の離脱を行い、防火衣内等に蓄積された熱を外気に放出させ、身体を冷却する。
- (5) 熱中症対策には、暑熱順化トレーニングが有効であるため、夏期に向けて計画的に暑熱順化を形成すること。

なお、指揮者等は各隊員の暑熱に対する耐性に個人差があることを認識するとともに、過度な暑熱順化トレーニングは避け、現場活動に支障を来さないよう配慮

すること。

- (6) 所属長等は、各隊員の活動管理等において安全配慮義務が課せられていることを十分に認識し、各隊員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すること。

訓練時における安全管理マニュアル（抜粋）

（２）訓練時の安全配慮義務

安全配慮義務とは、地方公共団体と地方公務員の関係でいえば、地方公共団体が、所属の地方公務員に対し、地方公共団体が公務遂行のために設置すべき場所、施設若しくは、器具等の設置管理、又は、地方公務員が上司の指示のもとに遂行する公務の管理に当たって、当該公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務である。

2 熱中症対策を講じる上で考慮すべき指標等

- (1) 暑さ指数（WBGT:Wet Bulb Globe Temperature：湿球黒球温度）

暑さ指数（WBGT）は、熱中症を予防することを目的として1954年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数（WBGT）は人体と外気とのやりとり（熱収支）に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周囲の熱環境、③気温の3つを取り入れた指標です。

なお、暑さ指数が28℃（厳重警戒）を超えると熱中症患者が著しく増加する傾向が見られます。

- (2) 熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）・熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）

環境省と気象庁が連携した「熱中症警戒アラート」及び「熱中症特別警戒アラート」が全国で運用されています。

「熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）」は、府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数（WBGT）が33（予測値）に達する場合に発表され、「熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）」は、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表されるものです。

※「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」が令和6年4月1日に施行され、従来の「熱中症警戒アラート」が「熱中症警戒情報」として法に位置づけられたほか、一段上の「熱中症特別警戒情報」が創設されました。

3 その他

労働安全衛生規則の一部が改正され、令和7年6月1日から施行されています。本

改正において、熱中症を生ずるおそれがある作業を行う際、熱中症による健康障害を防止するために構ずるべき体制整備、講ずるべき措置の実施手順の作成及び関係作業
者への周知が事業者に義務付けられることとなりました。各消防本部及び各消防学校
におかれましては、別添資料を参照し、各市町村の安全衛生担当課等とも情報共有を
図りながら、遺漏なく対応していただくようお願いします。

別添資料

- 「職場における熱中症対策の強化について」（厚生労働省）

参考資料

- 熱中症 環境保健マニュアル（環境省 2022 年改訂）
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
- 熱中症予防のための情報・資料サイト（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/
- 職場における熱中症予防情報（厚生労働省）
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 熱中症に関連する気象情報（気象庁）
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

【消防職員に関すること】

消防庁消防・救急課

職員第一係 漆田・最所

電 話：03-5253-7522

E-Mail：shokuin@soumu.go.jp

【消防団員に関すること】

消防庁国民保護・防災部地域防災室

消防団係 齊藤・青山・筒井

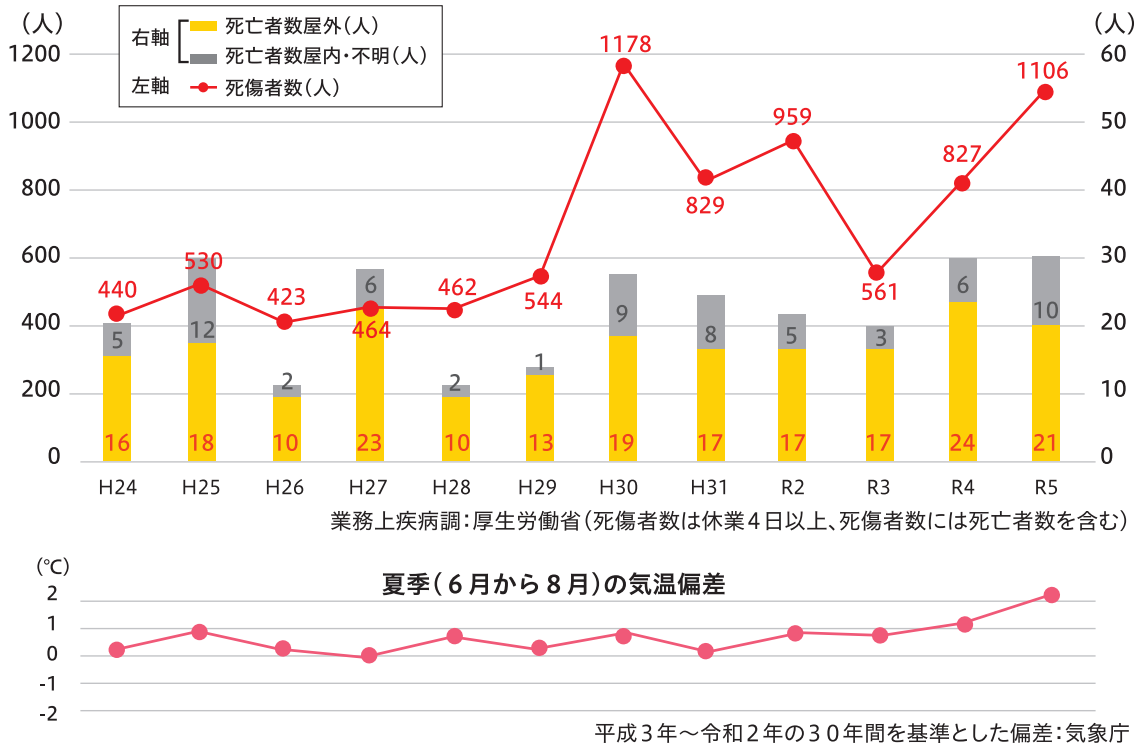
電 話：03-5253-7561 FAX：03-5253-7535

E-Mail：syobodan@ml.soumu.go.jp

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

夏季の気温と職場における熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり

(1)
発見の遅れ

重篤化した
状態で発見
78件

(2)
異常時の
対応の不備

医療機関に
搬送しない等
41件

職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること



それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

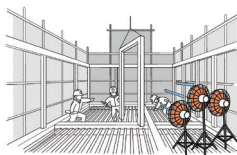
区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押ししたり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりするなど 	25	20

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

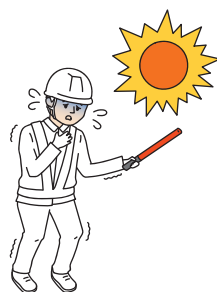


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者¹に義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

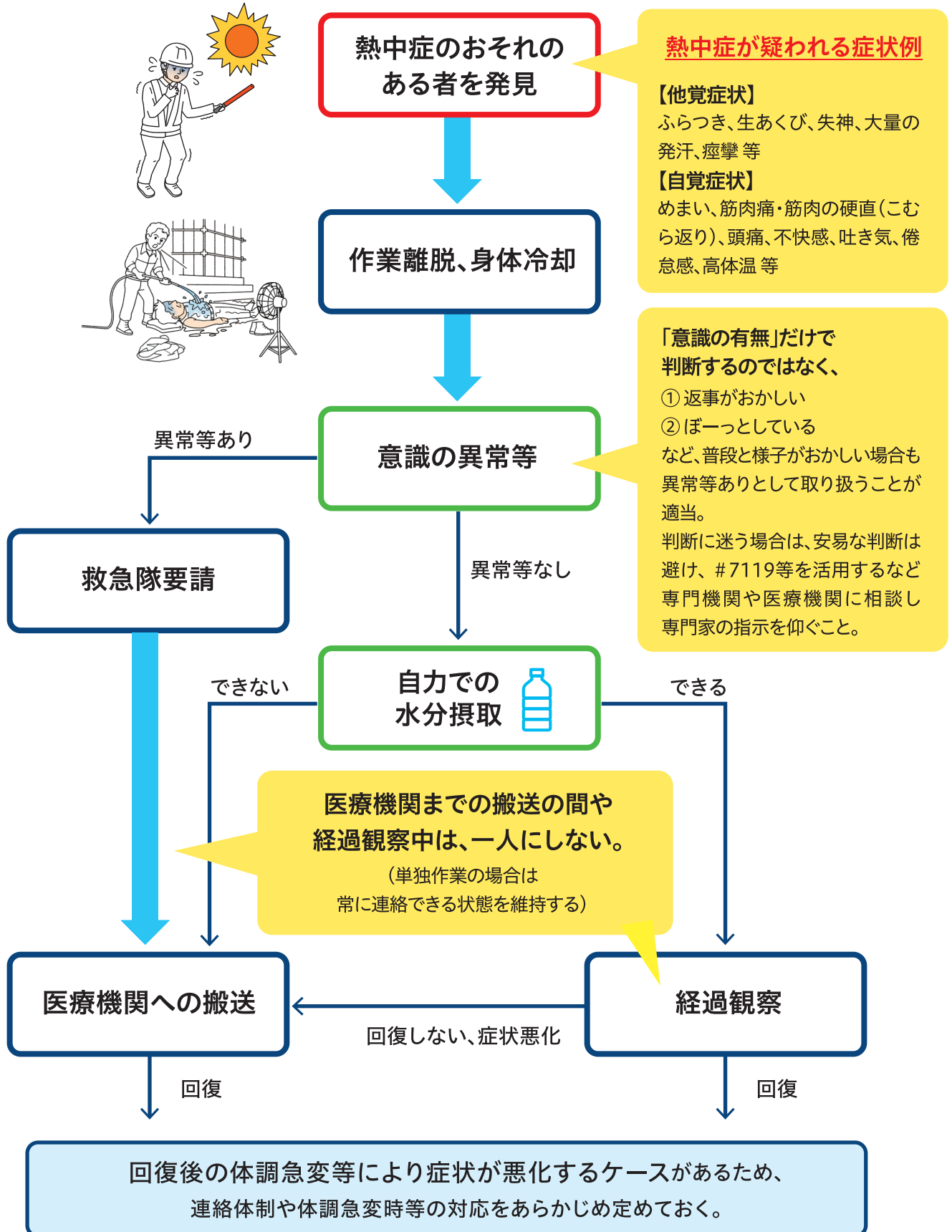
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者を発見

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも
初期症状

何となく
体調が悪い

すぐに
疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28°Cを
超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0°Cです。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願
いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】